

○中央職業能力開発協会定款

(昭和54年6月21日)

改正 昭和60年6月26日
昭和61年6月20日
昭和62年6月22日
平成 4年6月29日
平成10年6月25日
平成11年6月24日
平成13年6月20日
平成16年6月17日
平成17年2月22日
平成22年6月14日
平成26年6月16日
平成27年7月 8日
令和 2年7月17日

第1章 総則

(目的)

第1条 本会は、職業訓練又は職業能力検定を行う事業主等を会員とする都道府県職業能力開発協会、職業訓練及び職業能力検定の推進のための活動を行う全国的な団体等によって組織し、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき、職業能力の開発及び向上の促進の基本理念の具現に資するため、都道府県職業能力開発協会の健全な発展を図るとともに、国及び都道府県と密接な連携の下に、職業能力の開発（職業訓練、職業能力検定その他職業能力開発促進法の規定による職業能力の開発及び向上）に関する自主的な活動を行うこと等により職業能力の開発の促進を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、中央職業能力開発協会と称する。

(事務所)

第3条 本会は、主たる事務所を東京都新宿区西新宿7丁目5番25号に置く。

第2章 業務

(業務)

第4条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 会員の行う職業訓練、職業能力検定その他職業能力の開発に関する業務についての指導及び連絡を行うこと。
- (2) 事業主等の行う職業訓練に従事する者及び都道府県技能検定委員の研修を行うこと。
- (3) 職業訓練、職業能力検定その他職業能力の開発に関する情報及び資料の提供並びに広報を行うこと。
- (4) 職業訓練、職業能力検定その他職業能力の開発に関する調査及び研究を行うこと。
- (5) 職業訓練、職業能力検定その他職業能力の開発に関する国際協力を行うこと。

(6) 厚生労働大臣の認定を受けた技能審査その他の職業能力検定(次項に掲げる業務を除く。)を行うこと。

(7) 労働者に対し、その職業能力の開発の促進を図るための講習を行うこと。

(8) 国等から委託を受けた職業訓練、職業能力検定その他職業能力の開発の促進に関する業務を行うこと。

(9) 前各号に掲げる業務のほか、職業能力の開発の促進に関し必要な業務を行うこと。

2 本会は、前項各号に掲げる業務のほか、技能検定試験に係る試験問題及び試験実施要領の作成並びに技能検定試験の実施に関する技術的指導その他技能検定試験に関する業務のうち厚生労働大臣が定めるものを行う。

第3章 会員

(会員)

第5条 本会の会員の資格を有するものは、次のものとする。

(1) 都道府県職業能力開発協会

(2) 職業訓練及び職業能力検定の推進のための活動を行う全国的な団体

(3) 前2号に掲げるもののほか、本会の目的に賛同し、本会の業務に協力するもの

(加入)

第6条 都道府県職業能力開発協会は、すべて本会の会員とする。

2 前条第2号及び第3号に掲げるものが本会の会員となるには、加入の申込みをし、会長の承諾を受けなければならない。

3 会長は、前項の加入の申込みがあったときは、その諾否について理事会の意見を聴かななければならない。

(脱退)

第7条 会員は、次の各号のいずれか(都道府県職業能力開発協会にあっては、第2号に限る。)に該当する場合には、本会から脱退するものとする。

(1) 会員の資格を喪失したとき。

(2) 解散したとき。

(3) 除名されたとき。

2 都道府県職業能力開発協会以外の会員は、前項の規定によるほか、60日前までに書面により会長に申出をして本会を脱退することができる。

(除名)

第8条 本会は、都道府県職業能力開発協会以外の会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の議決によりこれを除名することができる。

(1) 本会の目的の達成又は業務の運営を妨げたとき。

(2) 会費の納入その他会員の業務を怠ったとき。

(3) 本会の信用を失わせる行為をしたとき。

(議決権及び選挙権)

第9条 会員は、各1個の議決権及び選挙権(次条において「議決権等」という。)を有する。

第9条の2 会員は、代理人をもって、第19条第4項の規定により通知された会議の目的たる事項に係る議決権等を行使することができる。この場合には、当該会員の役職員又は当該会員以外の会員でなければ、代理人となることができない。

- 2 前項の規定により議決権等を行使するものは、出席者とみなす。
- 3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を本会に提出しなければならない。
(会費)

第10条 会員は、総会で別に定めるところにより会費を納入しなければならない。

- 2 会員は、前項の会費の支払については、相殺をもって本会に対抗することはできない。
- 3 徴収した会費は、会員が脱退した場合においても返還しない。
(届出)

第10条の2 会員は、名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地を変更したときは、遅滞なく、その旨を会長に届け出なければならない。

第4章 役員

(役員)

第11条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1 人
- (2) 副会長 若干人
- (3) 理事長 1 人
- (4) 理事 常勤の理事5人以内、非常勤の理事40人以内
- (5) 監事 常勤の監事2人以内、非常勤の監事3人以内

(役員の任免等)

第12条 会長、理事長、理事及び監事は、総会において選任し、又は解任する。

- 2 前項の規定による役員を選任は、厚生労働大臣の認可を受けなければその効力を生じない。
- 3 副会長は、会長が理事会の意見を聴いて理事のうちから指名する。
- 4 会長は、理事会の意見を聴いて理事のうちから常務理事を指名する。
- 5 理事長、常務理事その他会長が指名する役員は、常勤とする。

(役員職務)

第13条 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、本会の業務の運営に関する企画に参画し、会長の特に命ずる事項を整理し、並びにあらかじめ会長が定める順位により、会長及び理事長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び理事長が欠員のときはその職務を行う。
- 3 理事長は、本会を代表し、会長を補佐して本会の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。
- 4 理事(副会長である理事を除く。以下同じ。)は、会長、副会長及び理事長を補佐して本会の業務を掌理し、あらかじめ会長が定める順位により、会長、副会長及び理事長に事故があるときはその職務を代理し、会長、副会長及び理事長が欠員のときはその職務を行う。
- 5 監事は、本会の業務及び経理の状況を監査し、その結果を総会及び理事会に報告しなければならない。
- 6 監事は、監査の結果に基づき必要があると認めるときは、会長又は厚生労働大臣に意見を提出することができる。

(監事の兼職禁止)

第14条 監事は、会長、副会長、理事長、理事又は本会の職員を兼ねてはならない。

(代表権の制限)

第15条 本会と会長又は理事長との利益が相反する事項については、会長及び理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が本会を代表する。

(役員任期)

第16条 役員任期は、2年とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、任期満了後又は解任後においても新たに役員が就任するまで引き続きその職務を行うものとする。
- 4 補欠の役員任期は、その前任者の残任期間とする。

(役員報酬)

第17条 役員報酬については、別に規程で定める。

- 2 前項の規程を定め、又は変更したときは、厚生労働大臣に報告しなければならない。

第5章 総会

(総会の種類)

第18条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会招集)

第19条 会長は、毎事業年度1回、通常総会を招集しなければならない。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、理事会の意見を聴いて臨時総会を招集することができる。
- 3 会員総数の5分の1以上に当たる会員が会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を会長に提出して請求したときは、会長は、遅滞なく臨時総会を招集しなければならない。
- 4 総会招集は、開催日の14日前までに、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面を各会員に発して行うものとする。

(議長)

第20条 総会議長は、会長とする。

(総会議決事項)

第21条 次の事項は、総会議決を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 事業計画及び収支予算の決定又は変更
- (3) 会員の除名
- (4) 役員選任及び解任
- (5) 会費に関する事項
- (6) 重要な財産の処分
- (7) 解散
- (8) その他会長が必要と認める事項

(総会議事)

第22条 総会は、会員総数の2分の1以上が出席しなければ会議を開き議決をすることがで

きない。

- 2 総会の議事は、出席した会員の議決権の過半数で決する。ただし、前条第1号、第3号及び第7号に係る議事は、出席した会員の議決権の3分の2以上の多数で決する。
- 3 総会の議事については、議事録を作成し、議長及び議長が指名する理事がこれに署名するものとする。

第6章 理事会

(理事会)

第23条 本会に、理事会を置く。

- 2 理事会は、会長、副会長、理事長及び理事（以下「会長等」という。）をもって組織する。
- 3 理事会は、必要に応じて会長が招集する。
- 4 理事会の招集は、開催日の10日前までに、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面を会長等に発して行うものとする。

第23条の2 理事会の議長は、会長とする。

- 2 会長等は、各1個の議決権を有する。
- 3 理事会は、会長等の2分の1以上が出席しなければ、会議を開き議決をすることができない。
- 4 理事会の議事は、出席した会長等の議決権の過半数で決する。
- 5 第22条第3項の規定は、理事会の議事について準用する。
- 6 会長等（会長を除く。次項において同じ。）は、代理人をもって議決権を行使することができる。
- 7 前項の代理人は、当該会長等以外の会長等でなければならない。
- 8 第6項の規定により議決権を行使するものは、出席者とみなす。
- 9 代理人は、代理権を証する書面を理事会に提出しなければならない。

(理事会の議決事項)

第24条 次の事項は、理事会の議決を経なければならない。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) 総会において理事会に委任された事項
- (3) この定款に基づき理事会が処理すべき事項
- (4) 会務の運営に関する重要事項
- (5) その他会長が必要と認める事項

第25条 削除

第7章 参与等

(参与)

第26条 本会に、参与10人以内を置く。

- 2 参与は、本会の業務の運営に関する重要な事項について、会長の諮問に応じ、又は必要に応じて意見を述べることができる。
- 3 参与は、職業訓練及び職業能力検定に関する学識経験者のうちから理事会の意見を聴いて会長が委嘱する。
- 4 参与は、非常勤とし、その任期は2年とする。

5 参与は、再任されることができる。

(参与会議)

第26条の2 本会に参与会議を置く。

2 参与会議は、参与をもって組織する。

3 参与会議は、会長又は理事長が招集する。

4 参与会議は、本会の業務の運営に関する重要な事項について、審議を行うほか、本会の業務実績について、評価を行う。

5 参与会議に議長を置き、議長は参与の互選により選任する。

6 参与会議は、参与の過半数が出席しなければ、会議を開き議事を決することができない。

7 参与会議の議事は、出席した参与の議決権の過半数で決する。

8 参与会議に関するその他の必要な事項については、別に規定で定める。

(顧問)

第27条 本会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の意見を聴いて会長が委嘱する。

3 会長は、本会の組織及び運営に関して顧問の助言を求めることができる。

第8章 中央技能検定委員

(中央技能検定委員)

第28条 本会に、技能検定試験に係る試験問題及び試験実施要領の作成に関する業務その他技能検定試験の実施に係る技術的な事項に関する業務を行わせるため、中央技能検定委員を置く。

2 中央技能検定委員は、技能検定に関し高い識見を有する者であつて、当該検定職種について専門的な技能、技術又は学識経験を有するもののうちから会長が選任する。

3 中央技能検定委員は、非常勤とし、その任期は会長が定める。

第9章 資産及び会計

(資産)

第29条 本会の資産は、会費、寄附金、補助金、事業に伴う収入等からなるものとし、理事会で別に定めるところにより会長が管理する。

(経費の支弁)

第30条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第31条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算の作成)

第32条 会長は、毎事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、総会の議決を経て、厚生労働大臣に報告しなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

(会計書類の作成及び監査)

第33条 会長は、毎事業年度の事業報告書、貸借対照表、損益計算書、収支決算書及び財産目録を作成し、監事の意見書を添えて総会に提出し、その承認を受けなければならない。

2 会長は、前項の規定による総会の承認を受けたときは、遅滞なく、前項の書類及び監事の意見書を、本会の主たる事務所に備え置き、総会終了後5年を経過するまでの間、一般の閲覧に供しなければならない。

3 会長は、当該総会の終了の日から1月以内に、監事の意見書を添えて第1項の書類を厚生労働大臣に提出しなければならない。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第34条 定款の変更については、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

(解散)

第35条 本会は、次の理由によって解散する。

- (1) 総会の議決
- (2) 破産
- (3) 設立の認可の取消し

2 前項第1号に掲げる理由による解散については、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

(清算人)

第36条 清算人は、前条第1項第1号に掲げる理由による解散の場合には総会において選任し、同項第3号に掲げる理由による解散の場合には厚生労働大臣が選任する。

(財産の処分等)

第37条 清算人は、財産処分の方法を定め、総会の議決を経て厚生労働大臣の認可を受けなければならない。ただし、総会が議決しないとき、又はすることができないときは、総会の議決を経ることを要しない。

2 前項の規定により清算人が財産処分の方法を定める場合には、残余財産は、職業訓練又は職業能力検定の推進について、本会と類似の活動を行う団体に帰属させるものとしなければならない。

3 前項に規定する団体がない場合には、当該残余財産は、国に帰属する。

第11章 事務局

(事務局)

第38条 本会は、本会の事務を処理させるため事務局を置く。

2 事務局に、会長が任命する職員を置く。

3 事務局の組織に関する必要な事項は、会長が別に定める。ただし、当該事項のうち給与及び退職手当に係る規程を定め、又は変更したときは、厚生労働大臣に報告しなければならない。

4 事務局の運営に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

第12章 雑則

(公告)

第39条 本会の公告は、本会の掲示場に掲示し、かつ、必要あるときは、官報に掲載して行うものとする。

(実施規定)

第40条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- >1 この定款は、本会の設立の日から施行する。
(設立当初の役員任期)
- 2 本会の設立当初の役員任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、本会の設立の日から昭和55年3月31日までとする。
(設立当初の事業年度)
- 3 本会の設立当初の事業年度は、第31条の規定にかかわらず、本会の設立の日から昭和55年3月31日までとする。
(役員任期の特例)
- 4 第36回通常総会において選任された役員(会長、理事長及び監事に限る。)の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、平成28年6月30日までとする。
(役員任期の特例)
- 5 第41回通常総会において選任された役員任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、令和4年6月30日までとする。

附 則 (昭和60年6月26日)

この定款は 昭和60年7月25日から施行する。

附 則 (昭和61年6月20日)

この定款は、昭和61年10月17日から施行する。

附 則 (昭和62年6月22日)

この定款は、昭和62年8月10日から施行する。

附 則 (平成4年6月29日)

この定款は、平成5年4月1日から施行する。ただし、第16条の改正規定は、平成4年7月1日から施行する。

附 則 (平成10年6月25日)

この定款は、平成10年7月31日から施行する。

附 則 (平成11年6月24日)

この定款は、平成11年10月5日から施行する。

附 則 (平成13年6月20日)

この定款は、平成13年9月6日から施行する。

附 則 (平成16年6月17日)

この定款は、平成16年10月29日から施行する。

附 則 (平成17年2月22日)

(施行期日)

- 1 この定款は、平成17年3月15日から施行する。
(役員任期に関する経過措置)
- 2 この定款の施行の際現に本会の会長又は理事長である者の任期については、なお従前の例による。

附 則 (平成22年6月14日)

この定款は、平成22年9月15日から施行する。

附 則 (平成26年6月16日)

この定款は、平成26年6月27日から施行する。

附 則（平成27年7月 8日）

この定款は、平成27年7月21日から施行する。

附 則（令和2年7月17日）

この定款は、令和2年7月27日から施行する。